

## SDGs “持続可能な養老のまちづくり”

近年、排出するごみの量が増えています。ごみの量を減らすために自分でできることから始めましょう。再利用できる製品や壊れても直して長く使える製品を選ぶようにしましょう。

### 繰り返し使う

#### 1. 使い切る

##### ○修理して使う

古くなったり、壊れたりものは掃除したり修理したりして大切に使いましょう。

##### ○料理を作り過ぎた場合

小分けして、冷凍保存しましょう。



#### 2. 必要とする人に譲る

##### ○あなたがいらなくなったものを必要な誰かに

おもちゃや衣服、かばん、食器類などまだ使えるものは、必要な誰かに譲り、使ってもらいましょう。

※生活と環境を考える会では「もったいないバザー」を開催しています。嬉しそうに購入していく人たちを見て、出品者も喜びを感じていると好評をいただいています。

#### 3. 環境のために、あなたの家庭から

##### ○毎日の生活の中でできること

- ・米のとぎ汁は花や植木の水やりに
- ・調理くずや食べ残しをそのまま流さない
- ・食器を洗う前に油をふき取る
- ・石けん、洗剤の使用は適量を



生活と環境を考える会で牧田川、小畑川、色目川、相川の河川調査を行いました。いずれの川においても、川の中やほとりにはポイ捨てされたごみが見られ、生き物が住みにくい汚れた環境でした。牧田川には、各家庭からそのまま流された洗剤による泡が漂っていました。

こういった状況から、ふるさとの美しい清流を守るため、あなたの家庭から自然環境を守りましょう。

☎生活と環境を考える会 ☎32-2386

住民環境課 ☎32-1104

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)の申請について

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした貸付制度です。

- 1. 対象者** 母子家庭の母および父子家庭の父が扶養する児童  
寡婦が扶養する子  
父母のない20歳未満の児童
- 2. 申請・相談窓口** 各圏域の県事務所福祉課
- 3. 貸付要件** 原則として連帯保証人1人(別世帯の親族か親類などで保証能力のある人)
- 4. 償還期間** 10年以内(専修学校の一般課程、修業施設は5年以内)  
※卒業後一定据置期間を経過した後、償還が始まります。
- 5. 償還方法** 修学資金・・・半年賦 就学支度資金・・・年賦
- 6. 留意事項** 申請には申請者・児童・連帯保証人各々と面談が必要です。  
貸付には審査会があるので、申請から最低2カ月かかります。

☎西濃県事務所 ☎73-1111 内線239

子ども課 ☎32-5078

## 養老スマイルカードの活用法を紹介します

「養老スマイルカード」は加盟店で買い物するとポイントが貯まるカードです。カードがゲンちゃんていっぱいになるとさまざまな活用法があります。今回は、養老鉄道を利用する人に人気の1,000円クーポン券(有効期限は6カ月)について紹介します。

- ①満点のカードを持って町商工会内の養老カード振興会へ。
- ②養老鉄道で使える1,000円分のクーポン券(100円券10枚)に交換できます。
- ③駅員のいる駅で必要分100円券を切り取り、乗車代を支払います。  
(お釣りはできません。また、桑名駅では使えませんのでご了承ください)
- ④定期券・回数券・養老鉄道グッズなどの購入にも使えます。

「養老スマイルカード」をぜひ有効活用してください。

☎養老カード振興会(町商工会内) ☎32-0549

